

## パナマ県及び西パナマ県における週末外出禁止の継続

令和2年7月1日  
在パナマ日本国大使館

6月30日、保健省はコミュニケを発出し、6月7日付官報掲載の決定第492号にて施行された措置のうち、パナマ県、西パナマ県での週末外出禁止（土曜日午後5時～月曜日午前5時）につき、当初本年6月中としていた実施期限を修正し、本年7月中も引き続き実施する旨発表しました。

なお、決定第492号に定められている上記両県での性別、身分証番号に基づき曜日、時間を割り振られた外出制限についても、期限が設定されていないこともあり、実施継続されます。

以上